

○宮崎大学情報化推進規則

〔令和5年6月29日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎大学（以下「本学」という。）の情報化推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報化統括責任者)

第2条 本学に、情報化統括責任者（以下「CIO」という。）を置く。

- 2 CIOは、本学の情報化推進及び情報運用実務の遂行等を統括し、また、本学の情報資産の適切かつ円滑な管理運用を統括する。
- 3 CIOは、人事・基金・SDGs担当理事をもって充てる。

(情報化統括責任者補佐官)

第3条 本学に、情報化統括責任者補佐官（以下「CIO補佐官」という。）を置く。

- 2 CIO補佐官は、戦略的・専門的知見をもってCIOに情報化推進に関する支援・助言を行う。
- 3 CIO補佐官は、CIOが推薦し学長が任命する。
- 4 CIO補佐官の任期は、2年とする。ただし、CIO補佐官の任期の末日は、CIOの任期の末日以前とする。

(情報化推進会議)

第4条 本学に、情報化推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、本学の情報化推進業務の統括を行うとともに、情報基盤センターの業務に対する自己点検・評価を行い、本学の情報化を適切かつ円滑に推進することを目的とする。

(任務)

第5条 会議は、次に掲げる事項を審議又は実施する。

- (1) 本学の情報化推進における業務統括に関すること。
- (2) 情報施策の立案・策定及び点検・検証に関すること。
- (3) 情報基盤センターの事業計画及び運営経費に関すること。
- (4) 情報基盤センター長の推薦に関すること。
- (5) 情報基盤センター専任教員の選考に関すること。
- (6) 情報基盤センターの業務についての点検・評価に関すること。
- (7) 本学の情報基盤の整備計画に関すること。
- (8) その他情報基盤センターの運営に関すること。

(委員)

第6条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) CIO
- (2) CIO補佐官
- (3) 副学長のうちから、CIOの推薦に基づき、学長が指名する者
- (4) 総務担当理事
- (5) 医学部長
- (6) 情報基盤センター長
- (7) 情報基盤副センター長

- (8) 情報基盤センター事務長
- (9) その他 CIO が必要と認める者
- 2 前項第 6 号の委員は、前条第 4 号に定める審議事項には加わらないものとする。
- 3 第 1 項の委員が事務職員の場合は、前条第 4 号及び第 5 号に定める審議事項には加わらないものとする。

(委員長)

- 第 7 条 会議に委員長を置き、委員長は前条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は会議を招集し、その議長となる。

(議事)

- 第 8 条 会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。
- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理出席)

- 第 9 条 委員長は、特別の事情により第 4 条第 1 項第 5 号の委員が委員会に出席できない場合には、代理の者を出席させることができるものとする。

(委員以外の出席)

- 第 10 条 会議が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務)

- 第 11 条 会議の事務は、情報基盤センター事務部において処理する。

(雑則)

- 第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 宮崎大学情報化推進会議規程（平成 19 年 10 月 25 日制定）は、廃止する。
- 3 この規則施行の日の前日において現に CIO 補佐官である者の任期は、第 3 条第 4 項の規定にかかわらず、令和 6 年 9 月 30 日までとする。